

掛川市告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、平成30年6月29日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月29日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
12328	領家東名側道線	領家字辻63-12 岡津字法生寺149-6	平成30年6月29日
12363	領家南線	領家字宮前164-4 領家字通長217	平成30年6月29日
18470	戸塚初馬弧状支線	初馬字瓦ヶ谷282-11 初馬字瓦ヶ谷282-10	平成30年6月29日